


後期高齢者医療保険の方

新しい資格確認書および保険料決定通知書を7月中にお届けします

令和8年8月から使用可能となる資格確認書または資格情報のお知らせをお届けします。これは年齢やマイナ保険証の利用実績によって送付する書類が異なりますので、お手元に届く書類は下記をご確認ください。

対象となる人	届くもの	受診方法
① 85歳以上の人	新しい資格確認書が届きます 有効期限：令和9年7月31日	これまでどおり、資格確認書を提示して受診できます
② 84歳以下の人で マイナ保険証を普段から利用していない人 ^{※1} (マイナ保険証を持っていない人も含まれます)	新しい資格確認書が届きます 有効期限：令和9年7月31日	これまでどおり、資格確認書を提示して受診できます
③ 84歳以下の人で マイナ保険証を普段から利用している人 ^{※2}	資格情報のお知らせが届きます	これまでどおり、マイナ保険証を提示して受診できます

 マイナ保険証での受診が難しくなった場合は、申請手続きにより資格確認書を交付しますので、その場合は資格確認書での受診も可能です。

※1 マイナ保険証を利用していない人とは …… 以下の①②に該当しない人

※2 マイナ保険証を利用している人とは …… 次の条件どちらにも該当する人

- ① 過去1年間で6回以上マイナ保険証を利用している人
- ② 概ね直近3か月以内にマイナ保険証を利用している人

■令和8年度分 保険料のお知らせ

令和7年中の所得等の状況により計算し、7月中に保険料決定通知書をお届けします。

保険料の納め方	
特別徴収(年金天引き)の人	10月以降も引き続き年金から天引きします
口座振替の人	引落しの前日までに残高をお確かめください
納付書が届いた人	納付期限までに金融機関等で納めてください


保険料の計算方法は、
17ページをご覧ください



▶▶▶ マイナ保険証をご利用ください ▶▶▶

- ▶ マイナンバーカードを健康保険証として利用することができます(事前に保険証利用登録が必要です)。
- ▶ マイナ保険証を利用することで、次のようなメリットがあります。
 - ① 過去のお薬情報や健康診断の結果を医療機関に共有することで、データに基づいたより良い医療を受けることができます。
 - ② 救急現場でも、過去の診療情報やお薬情報を見られるようになるため、搬送中の適切な応急処置や病院の選定などに活用されます。
 - ③ 高額療養費制度における限度額を超える支払が免除されます。

詳しくは、厚生労働省のホームページまたはお電話にてお問い合わせください。

 0120-95-0178

厚労省 保険証

🔍 検索



お問い合わせ先：西ノ島町役場 町民課 (電話：08514 - 6 - 0103)

後期高齢者医療保険の方

令和8年度分から保険料の計算方法が変わります

■「子ども・子育て支援納付金(子ども分)」新設

4月から3月までの年間保険料は、前年の所得状況に応じて個人ごとに計算し、7月にそれぞれ通知を行います。なお、これまでの「基礎賦課額分(医療分)」に加え、令和8年度から「子ども・子育て支援納付金(子ども分)」が新設されました。

■保険料の計算方法

保険料は、医療分と子ども分の保険料に対し、それぞれ「均等割額」と「所得割額」が設定・算出され、その合算金額が保険料となります。

医療分の保険料額 (限度額 850,000 円)	=	均等割額 被保険者1人当たり 57,170 円	+	所得割額 賦課のもととなる所得金額* × 所得割率 10.02%
+				
子ども分の保険料額 (限度額 21,000 円)	=	均等割額 被保険者1人当たり 1,370 円	+	所得割額 賦課のもととなる所得金額* × 所得割率 0.26%
令和8年度の年間保険料				

*「賦課のもととなる所得金額」は、前年の総所得金額等(「公的年金収入-公的年金等控除」「給与収入-給与所得控除」「事業収入-必要経費」などで各種所得控除前の金額)から基礎控除 43 万円を差し引いた額です。

* 給与所得がある方は、所得金額調整控除が適用される場合があります。

* 退職所得以外の分離課税の所得金額(土地・建物や株式等の譲渡所得などで特別控除後の額)も、総所得金額等に含まれます。

■均等割額軽減措置の所得要件の改正について

世帯の所得状況に応じて下記のとおり均等割額が軽減されます。低所得者に対する保険料の負担を軽減するため、令和8年度保険料から対象者の所得要件が変わります。

対象者の所得要件 世帯主と世帯の被保険者全員の軽減判定所得の合計額	賦課の種類	均等割の軽減割合
43万円 + 【10万円×(年金・給与所得者の数-1)】以下	医療分	7割2分
	子ども分	7割
43万円 + 【10万円×(年金・給与所得者の数-1)】 + 31 万円×(被保険者数)以下	医療分	5割
	子ども分	
43万円 + 【10万円×(年金・給与所得者の数-1)】 + 57 万円×(被保険者数)以下	医療分	2割
	子ども分	

* 令和8・9年度については医療分の7割軽減から更に2分(合計7割2分)減額されます。

* 【】内の計算は世帯主及び世帯の被保険者全員の年金・給与所得者数が2人以上の場合に限ります。

* 世帯主は後期高齢者医療制度の被保険者ではない場合も含まれます。

* 前年度の1月1日において65歳以上の方は、軽減判定の際に限り公的年金の所得から15万円を限度として控除があります。

* 軽減判定の際には、「専従者控除」「居住用財産や収用により譲渡した場合等の課税の特例」の適用はありません。

* 所得等の申告がない場合は、軽減されないことがあります。

* 軽減判定は、賦課期日(4月1日または資格取得日)時点で行われます。

制度を音声でご案内するCDを配布しています

▶ 後期高齢者医療制度について、希望された人に音声版の「後期高齢者医療のしおり」のCDをお配りしています。また、貸出しも行っています。

▶ 希望する方は、西ノ島町役場または島根県後期高齢者医療広域連合(☎0852-20-7526)までお知らせください。

お問い合わせ先：西ノ島町役場 町民課 (電話：08514 - 6 - 0103)